

# 令和6年度介護報酬改定等について



宮崎県福祉保健部長寿介護課



# 内容

- ① 令和6年度介護報酬改定に関する主な内容
- ② 各種届出に関すること



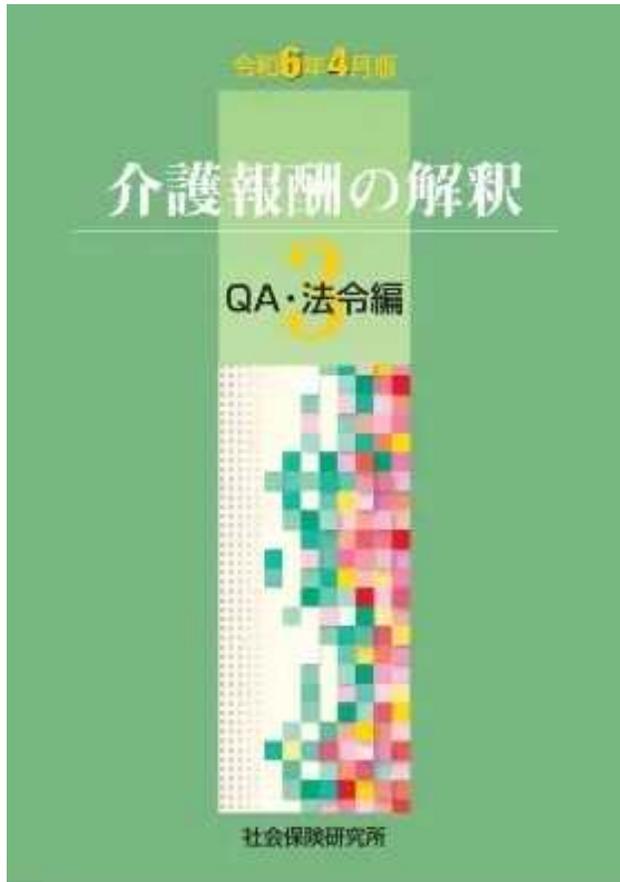
# ①令和6年度介護報酬改定に関する主な内容



# 報酬改定に関するQ & A



# 報酬改定に関するQ & A



[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [福祉・介護](#) > [介護・高齢者福祉](#) > [介護・高齢者福祉分野のトピックス](#) > [介護保険最新情報掲載ページ](#)

## 介護保険最新情報掲載ページ

### ○介護保険最新情報の掲載一覧

令和3年1月1日以降に発出された介護保険最新情報を下記に掲載いたします。

※令和2年12月31日までに発出された介護保険最新情報については、「[WAM.NET](#) (独立行政法人福祉医療機構HP)」をご参照ください。

○ [PDF](#) [介護保険最新情報Vol.1327 \(ケアプランデータ連携システムの地方公共団体向けセミナー開催と直近の動向について\)](#) [1.2MB] [📄](#)  
(令和6年11月15日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)

○ [PDF](#) [介護保険最新情報Vol.1326 \(「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A \(Vol.11\)」の送付について\)](#) [307KB] [📄](#)  
(令和6年11月11日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)

○ [PDF](#) [介護保険最新情報Vol.1325 \(「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ & A \(Vol.2\)」の発出について\)](#) [158KB] [📄](#)  
(令和6年10月31日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)

○ [PDF](#) [介護保険最新情報Vol.1324 \(令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査\(令和6年度調査\)への協力依頼\(2回目\)について\)](#) [340KB] [📄](#)  
(令和6年10月28日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)

○ [PDF](#) [介護保険最新情報Vol.1323 \(令和7年4月賃与分から適用される福祉用具の全国平均賃与価格及び賃与価格の上限の公表について\(新商品に係る分\)\)](#) [114KB] [📄](#)

▶ <b>政策について</b>
▼ <b>分野別の政策一覧</b>
▶ 健康・医療
▼ <b>福祉・介護</b>
▶ 障害者福祉
▶ 生活保護・福祉一般
▶ <b>介護・高齢者福祉</b>
▶ 雇用・労働
▶ 年金
▶ 他分野の取り組み
▶ <b>組織別の政策一覧</b>
▶ 各種助成金・奨励金等の制



# 業務継続計画未策定減算（全サービス共通）

問 1 6 5 業務継続計画未策定減算の施行時期はどのようになるのか。

・業務継続計画未策定減算の施行時期は下記表のとおり

	対象サービス	施行時期
①	通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	令和6年4月 ※ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
②	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	令和6年6月 ※上記①の※と同じ
③	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援	令和7年4月

※居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売には、業務継続計画未策定減算は適用されない。



## 虐待防止委員会及び研修（全サービス共通）

問170 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行ななければならないのか。

・虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行なっていきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。

・例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。

・研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

（次のページに続く）

## 虐待防止委員会及び研修（全サービス共通）

問170 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業員が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。

・ なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの**内容等が記録で確認できるようにしておく**ことに留意すること。

・ また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例（※）を参考にされたい。

（※）社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備 令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月。



## 同一建物減算（訪問介護）

問9 同一建物減算についての新しい基準は、令和6年11月1日から適用とあるが、現在90%を超えている事業所が、減算適用されることになるのは、令和5年度後期（令和5年9月から令和6年2月末まで）の実績で判断するのではなく、令和6年度前期（令和6年4月から9月末まで）の実績で判断するということによいか。

- ・ 貴見のとおりである、令和6年度前期の実績を元に判断し、減算適用期間は**令和6年11月1日から令和7年3月31日まで**となる。この場合、令和6年10月15日までに体制等状況一覧表を用いて適用の有無の届出が必要となる。
- ・ また、令和6年度後期（10月から令和7年2月末）に90%を超えた事業所については、減算適用期間は**令和7年度の4月1日から9月30日まで**となる。
- ・ なお、令和7年度以降は判定期間が前期（3月1日から8月31日）の場合は、減算適用期間を**10月1日から3月31日まで**とし、判定期間が後期（9月1日から2月末日）の場合は、減算適用期間を**4月1日から9月30日まで**とする。

（次のページに続く）

# 同一建物減算（訪問介護）

（令和6年度の取扱い）

令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和7年度 4月～9月末
前期	判定期間						届出提出	減算適用	→				/
後期	/						判定期間					届出提出	

（令和7年度以降の取扱い）

令和7年度	令和6年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和8年度 4月～9月末
前期	判定期間						届出提出	減算適用	→				/	
後期	/						判定期間					届出提出		減算適用

県HP

「指定訪問介護事業所における同一建物減算の届出について」

問10 今般の改定により、訪問介護事業所における指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合が90%以上である場合に減算適用することとされたが、90%以上となった場合は全利用者について半年間減算と考えてよいか。



- ・ 同一敷地内建物等に**居住する利用者のみが減算の適用**となる。

## 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護（訪問看護）

問1 減算の要件のひとつに「当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること。」とあるが、この訪問回数は、訪問看護費と介護予防訪問看護費で別々で数えるのか。それとも合算して数えるのか。

・ 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を合わせて受け、一体的に運営されている場合については**合算**して数える。

・ 同様に、緊急時（介護予防）訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算（（Ⅰ）又は（Ⅱ）あるいは（予防））に係る要件についても、訪問看護費と介護予防訪問看護費における双方の算定日が属する月の前6月間において、**加算の算定実績がない場合**には、所定の単位を減算する。



## 看護職員の配置（通所介護）

問59 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの契約で確保した看護職員は、営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行う必要があるが、その場合どの程度の従事時間が必要か。また、事業所に駆けつけることができる体制とは、距離的にどの程度離れた範囲までを想定しているのか。

・健康状態の確認を行うために要する時間は、事業所の規模に応じて異なるため、一概に示すことはできないが、利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行えるように病院、診療所又は訪問看護ステーションと契約を結ぶ必要がある。

・また、事業所に駆けつけることができる体制に係る距離的概念については、地域の実情に応じて対応するため、一概に示すことはできないが、利用者の容態急変に対応できるよう契約先の病院、診療所又は訪問看護ステーションから適切に指示を受けることができる連絡体制を確保することでも密接かつ適切な連携を図っていることになる。



# リハビリテーション計画書等の様式例について（訪問・通所リハ）

問91 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」に示されたリハビリテーション計画書の様式について、所定の様式を活用しないとリハビリテーションマネジメント加算や移行支援加算等を算定することができないのか。

様式は標準例をお示ししたものであり、同様の項目が記載されたものであれば、各事業所で活用されているもので差し支えない。

## リハビリテーション・機能訓練、栄養、口腔の一体的取組に関する通知

- PDF リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について [732KB] ㊟
- X (別紙様式 1-1) リハビリテーション・栄養・口腔に係る実施計画書 (通所系) [22KB] ㊟
- X (記載例) [28KB] ㊟
- X (別紙様式 1-2) リハビリテーション・栄養・口腔に係る実施計画書 (施設系) [22KB] ㊟
- X (別紙様式 1-3) 個別機能訓練・栄養・口腔に係る実施計画書 (通所系) [21KB] ㊟
- X (別紙様式 1-4) 個別機能訓練・栄養・口腔に係る実施計画書 (施設系) [21KB] ㊟
- W (別紙様式 2-1) 興味・関心チェックシート [20KB] ㊟
- X (別紙様式 2-2-1、2-2-2) リハビリテーション計画書 [49KB] ㊟
- X (別紙様式 2-3) リハビリテーション会議録 (訪問・通所リハビリテーション) [14KB] ㊟
- PDF (別紙様式 2-4) リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理票 [142KB] ㊟
- X (別紙様式 2-5) 生活行為向上リハビリテーション実施計画 [13KB] ㊟
- PDF (別紙様式 2-6) 診療情報提供に係る文書 [1.1MB] ㊟
- PDF (別紙様式 2-7) ケアマネジメント連絡用紙 [979KB] ㊟
- PDF (別紙様式 2-8) <リハビリテーションマネジメント> アセスメント上の留意点 [876KB] ㊟
- W (別紙様式 3-1) 興味・関心チェックシート [20KB] ㊟
- W (別紙様式 3-2) 生活機能チェックシート [22KB] ㊟
- X (別紙様式 3-3) 個別機能訓練計画書 [26KB] ㊟
- X (別紙様式 4-1-1、4-1-2) 栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング (施設) (様式例)、栄養ケア・経口移行・経口維持計画書 (施設) (様式例) [54KB] ㊟
- X (別紙様式 4-2) 栄養情報提供書 (様式例) [17KB] ㊟

(参考)

厚生労働省「令和6年度介護報酬改定について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)



## 1 2月減算（介護予防訪問・通所リハ）

問 12 介護予防訪問・通所リハビリテーションの利用が 12 月を超えた際の減算（12 月減算）を行わない場合の要件について、いつの時点で要件を満たしていれば、当初から減算を行わないことができるのか。

- ・リハビリテーション会議については、減算の適用が開始される月(12 月を超えた日の属する月)にリハビリテーション会議を行い、継続の必要性について検討した場合に要件を満たす。
- ・厚生労働省への LIFE を用いたデータ提出については、減算の適用が開始される月の翌月 10 日までにデータを提出した場合に要件を満たす。



## 科学的介護情報システム（L I F E）のデータ提出について（通所系サービス）

問4 要件として定められた情報を「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」とされているが、「やむを得ない場合」とはどのような場合か。

「やむを得ない場合」とは以下のような状況が含まれると想定される。

- ・ 通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、**緊急で月初に入院することとなり、当該利用者について情報の提出ができなかった場合**
- ・ **全身状態が急速に悪化した入所者について、必須項目である体重等が測定できず、一部の情報しか提出できなかった場合**
- ・ **システムトラブル等により情報の提出ができなかった場合**

(次のページに続く) 

## 科学的介護情報システム（L I F E）のデータ提出について（通所系サービス）

問4 要件として定められた情報を「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」とされているが、「やむを得ない場合」とはどのような場合か。

やむを得ない「システムトラブル等」には以下のようなものが含まれる。

- ・ LIFE システム本体や介護ソフトの**不具合**等のやむを得ない事情によりデータ提出が困難な場合
- ・ 介護ソフトの**バージョンアップ**（LIFE の仕様に適応したバージョンへの更新）が間に合わないことで期限までのデータ提出が困難な場合
- ・ LIFE システムにデータを登録・提出する**パソコンが故障**し、パソコンやデータの**復旧が間に合わない**等、データ提出が困難となった場合

等のやむを得ない場合においては、事業所・施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することは可能である。ただし、情報の提出が困難であった理由については、**介護記録等に明記**しておく必要がある。

## ②各種届出に関すること



# 変更届について

(参考) 変更届への標準添付書類一覧

① 項目	変更届への標準添付書類	留意事項	②	訪問介護 (予防)	訪問入浴 (予防)	訪問看護 (予防)	訪問リハ (予防)	居宅療養 (予防)
事業所・施設の名称及び所在地(開設の場所)	—	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等	④	○	○	○	○	○
申請者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書 ・誓約書	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要		○	○	○	○	○
申請者(開設者)の登記事項証明書又は条例等	・登記事項証明書又は条例等			○	○	○	○	○
事業所の種別等	—			—	—	○	○	○
特別養護老人ホーム又は併設事業所において行う場合にあっては、その旨	—			—	—	—	—	—
事業所の平面図	・平面図(1の参考様式2/2の参考様式3)			○	—	○	○	○
事業所の平面図並びに設備及び備品の概要	・平面図並びに設備及び備品の概要(1の参考様式2、3)			—	○	—	—	—
利用者・入所者等の推定(予定)数	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・(必要に応じて)資格証の写し			○	○	○	○	○
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	—	・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 (管理者の勤務状況がわかる資料(従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等)の添付でも可とする。)		—	○	—	○	○
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに免許証の写し	・訪問看護ステーション管理者の免許証の写し(「病院・診療所の使用許可証等の写し」を申請時に添付している場合は、不要)	同上		—	—	○	—	—
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	【サービス提供責任者の変更の場合】 ・サービス提供責任者の経歴 ※介護福祉士登録証の写し等に代えることが可能(平成20年7月29日老振発第0729002号) ・資格証の写し(サービス提供責任者の資格要件を満たす資格証の写しのみで可) ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	【管理者】 ・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 (管理者の勤務状況がわかる資料(従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等)の添付でも可とする。) 【サービス提供責任者】 サービス提供責任者の変更の場合の「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」には、サービス提供責任者の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。(サービス提供責任者の勤務状況、常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数、前3か月の利用者数の平均値など。)		○	—	—	—	—
運営規程 【変更事項が以下の①~③のいずれかの場合】 ①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員/入居定員及び居室数	・変更後の運営規程 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・(必要に応じて)資格証の写し	・「居宅療養管理指導」「訪問リハビリテーション」の場合は、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表は不要		○	○	○	○	○
運営規程 【変更事項が上記の①~③以外の場合】	・変更後の運営規程			—	○	—	—	—
協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等	・左記の変更内容がわかるもの			—	○	—	—	—

①の項目にあてはまる変更事項があるか

②の該当するサービスに○があるか

③の記載内容から添付書類が必要か

④の留意事項を確認



# 休・廃止届について

別紙様式第一号(七)

廃止・休止届出書

年 月 日

知事(市長)殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

廃止(休止)する事業所(施設)	介護保険事業所番号
	法人番号
サービスの種類	名称
廃止・休止の別	所在地
廃止・休止する年月日	廃止 ・ 休止
廃止・休止する理由	年 月 日
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置	
休止予定期間	休止日 ~ 年 月 日

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

## 【提出先】

福祉系サービス→長寿介護課（2部）  
医療系サービス→所管の保健所（3部）  
※電子申請・届出システムによる提出可

## 【提出期限】

休止又は廃止の日の一月前まで

様式データは、  
県HP

「介護保険サービス事業者の各種届出について」

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kurashi/koresha/20230416184144.html>

# 介護給付費算定に係る体制等に関する届について（体制届）

## 別紙2 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」

(別紙2)

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

令和 年 月

知事 殿 所在地 名称

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号

フリガナ  
主たる事業所の所在地 (郵便番号 県 市)

連絡先 (ビル名等) 電話番号 FAX番号

法人の種類 法人所轄庁

代表者の姓・氏名 職名 氏名

代表者の住所 (郵便番号 県 市)

フリガナ  
事業所・施設の名称

主たる事業所・施設の所在地 (郵便番号 県 市)

連絡先 (郵便番号 県 市) FAX番号

主たる事業所の所在地以外の場所  
で一部実施する場合の出発所等の  
所在地

連絡先 電話番号 FAX番号

管理者の氏名

管理者の住所 (郵便番号 県 市)

事業等の種類	実施 年月日	異動(許可) 年月日	異動等の区分			異動(予定) 年月日	異動項目 (※変更の場合)
			1新規	2変更	3終了		
居宅介護			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
訪問介護			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
訪問看護			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
訪問リハビリテーション			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
居宅介護管理指導			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
通所介護			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
通所リハビリテーション			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
短期入所生活介護			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
短期入所療養介護			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
特定施設入居者生活介護			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
福祉用具貸与			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
介護予防短期入所介護			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
介護予防活動指導			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
介護予防訪問リハビリテーション			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
介護予防居宅介護管理指導			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
介護予防通所リハビリテーション			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
介護予防短期入所生活介護			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
介護予防短期入所療養介護			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
介護予防福祉用具貸与			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
介護老人福祉施設			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
介護老人保健施設			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
介護医療院			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

介護保険事業所番号

医療機関コード等 変更前 変更後

特記事項

関係書類 別添のとおり

備考：「単位施設(事業所所在地市町村番号)」には記載しない。

- 法人情報を記入する。
- 右上の「所在地」「名称」について、事業所情報を記入する誤りが多い。

- 事業所情報を記入する。

- 体制届を提出するサービスについて記入する。
- 「異動(予定)年月日」「特記事項」「介護保険事業所番号」の記入漏れが多い。

# 介護給付費算定に係る体制等に関する届について（体制届）

## 別紙1-1-2及び1-2-2「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」

(別紙1-1-2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）

事業所番号																	
提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他	設 置 する 体 制 等				LIFEへの登録	割引								
各サービス共通			地域区分	<input type="checkbox"/> 1 1級地	<input type="checkbox"/> 2 2級地	<input type="checkbox"/> 3 3級地	<input type="checkbox"/> 4 4級地	<input type="checkbox"/> 5 5級地	<input type="checkbox"/> 6 6級地	<input type="checkbox"/> 7 7級地	<input type="checkbox"/> 8 その他						
<input type="checkbox"/> 11 訪問介護	<input type="checkbox"/> 1 身体介護 <input type="checkbox"/> 2 生活援助 <input type="checkbox"/> 3 通院等車送介助		定期巡回・随時対応サービスに関する状況	<input type="checkbox"/> 1 定期巡回の指定を受けていない	<input type="checkbox"/> 2 定期巡回の指定を受けている	<input type="checkbox"/> 3 定期巡回の整備計画がある			<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり						
			高齢者虐待防止措置実施の状況	<input type="checkbox"/> 1 実施済	<input type="checkbox"/> 2 未実施												
			特定事業所加算（V以外）	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ	<input type="checkbox"/> 5 加算Ⅳ									
			特定事業所加算V	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり												
			共生型サービスの提供（居宅介護事業所）	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり												
			共生型サービスの提供（施設介護事業所）	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり												
			同一建物建築（同一敷地内建物等に居住する者への提供）	<input type="checkbox"/> 1 非該当	<input type="checkbox"/> 2 該当												
			同一建物建築（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上））	<input type="checkbox"/> 1 非該当	<input type="checkbox"/> 2 該当												
			同一建物建築（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）	<input type="checkbox"/> 1 非該当	<input type="checkbox"/> 2 該当												
			特別加算加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり												
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	<input type="checkbox"/> 1 非該当	<input type="checkbox"/> 2 該当												
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	<input type="checkbox"/> 1 非該当	<input type="checkbox"/> 2 該当												
			口腔機能強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり												
			認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ	<input type="checkbox"/> 5 加算Ⅳ	<input type="checkbox"/> 6 加算Ⅴ								
			介護職員等処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 8 加算Ⅷ	<input type="checkbox"/> 9 加算Ⅸ	<input type="checkbox"/> A 加算Ⅹ	<input type="checkbox"/> B 加算Ⅺ(1)	<input type="checkbox"/> C 加算Ⅺ(2)	<input type="checkbox"/> D 加算Ⅺ(3)	<input type="checkbox"/> E 加算Ⅺ(4)	<input type="checkbox"/> F 加算Ⅺ(5)	<input type="checkbox"/> G 加算Ⅺ(6)	<input type="checkbox"/> H 加算Ⅺ(7)	<input type="checkbox"/> J 加算Ⅺ(8)	<input type="checkbox"/> K 加算Ⅺ(9)	<input type="checkbox"/> L 加算Ⅺ(10)	<input type="checkbox"/> M 加算Ⅺ(11)

・異動後の状況について全てチェックする。異動対象の加算だけをチェックして提出されていることが多い。

- ・エクセルデータ内で該当サービスの箇所を抽出する。
- ・介護予防サービスは別タブにあることに注意



# 介護給付費算定に係る体制等に関する届について（体制届）

## 「添付書類」※体制届データ内タブ

### 添付資料一覧

※添付資料の指示のないものは、添付書類不要です（個別に書類提出のお願いを差し上げる場合があります）。

※後日、追加で添付書類をいただくことがあります。

サービス種別	その他該当する体制等	添付書類
□ 訪問介護	通院等乗降介助	運輸(支)局からの有償運送許可書等の写し (介護報酬の外に利用者から対価を得る場合)
	定期巡回・随時対応サービスに関する状況	別紙8、各要件を満たすことが分かる根拠資料
	特定事業所加算	別紙9～9-5、資格証(写)、各要件を満たすことが分かる根拠資料
	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）	別紙10
	中山間地における小規模事業所加算	別紙60
	口腔連携強化加算	別紙11
	認知症専門ケア加算	別紙12
	介護職員処遇改善加算 等	【県HP参照】届出書（計画書、キャリアパス要件等届出書）
介護給付費の割引に係る割引率の設定	別紙5	
□ 訪問入浴介護	中山間地における小規模事業所加算	別紙60
	認知症専門ケア加算	別紙12
	看取り連携体制加算	別紙13
	サービス提供体制強化加算	別紙14、資格証(写)、別紙64
	介護職員処遇改善加算 等	【県HP参照】届出書（計画書、キャリアパス要件等届出書）
	介護給付費の割引に係る割引率の設定	別紙5
□ 介護予防訪問入浴介護	中山間地における小規模事業所加算	別紙60
	認知症専門ケア加算	別紙12
	サービス提供体制強化加算	別紙14、資格証(写)、別紙64
	介護職員処遇改善加算 等	【県HP参照】届出書（計画書、キャリアパス要件等届出書）
	介護給付費の割引に係る割引率の設定	別紙5

・取得する加算に対して必要な添付書類をまとめています。

・一覧表に記載がない加算については、添付書類の提出不要です。

・状況に応じて、一覧表に記載されていない書類を求めることがあるのでご了承ください。

## 介護給付費算定に係る体制等に関する届について（体制届）

【提出先】 県長寿介護課（1部）

※電子申請・届出システムによる提出可

※事業所で控えを保管しておいてください。

【提出期限】

**算定開始月の前月15日**まで。

※上記期限は居宅サービスの場合。施設サービスは算定開始月の初日まで。

※加算が算定されなくなる場合は届出を速やかに提出し、加算算定がされなくなる事実が発生した日から当該加算の算定を行わない。

様式データは、県HP

「介護保険サービス事業者の各種届出について」

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kurashi/koresha/20230416184144.html>

